

県南広域振興局長告示第 79 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 20 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人つくし会	一関市真柴字柵木立 43 番地 102	認知症高齢者グループホームほっとスマイル	一関市三関字小沢 47 番地 2	平成 19 年 4 月 1 日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社グリーン・ピース	一関市下大槻街 7 番地 5	あすなるケアサービス	一関市下大槻街 7 番地 5	平成 19 年 2 月 25 日

3 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人つくし会	一関市真柴字柵木立 43 番地 102	認知症高齢者グループホームほっとスマイル	一関市三関字小沢 47 番地 2	平成 19 年 4 月 1 日